

## メール・ホームページサービス契約約款

### 第1節 総則

#### 第1条（約款の適用）

株式会社伊豆急ケーブルネットワーク（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号、以下「法」といいます。）およびその他の法令に従うとともに、当社の定めるメール・ホームページサービス契約約款（以下「本約款」といいます。）により、メール・ホームページサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。

#### 第2条（約款の変更）

当社は、本約款を、当社とメール・ホームページサービス利用契約（以下「利用契約」といいます。）を締結している者（以下「加入者」といいます。）の承認を得ることなく変更することがあります。その場合には、料金その他の変更された提供条件は、変更後の本約款によります。

2. 本約款を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

#### 第3条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響または映像を送り、伝え、または受けること
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することを目的とするサービス
本施設	本サービスを提供するために必要となる施設
料金等	本サービスの利用料金
サーバ	端末装置に対して、保有している機能やデータを提供する機器
ドメイン名	当社が所定の管理機関や指定事業者などより割り当てられたインターネット上の所在を示す識別子名
消費税等相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令に基づき課税される消費税等の額
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

#### 第4条（本サービスの内容）

当社が指定した1つのドメインのメールアドレス2つとFTPアカウント1つを提供します。

## 第5条（オプションサービス種目）

オプションサービスのサービス種目は、次のとおりとします。

オプションサービス種目
追加メールアドレス、ホームページ URL 追加、請求書類発行手数料、メールウィルスチェック、迷惑メールチェック

2. 当社は、サービス品目の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

## 第6条（サービスの提供範囲）

当社が提供する本サービスの提供区間は、法第9条に基づき郵政大臣の許可を受けた区域内とします。

## 第2節 利用契約

### 第7条（本サービスの契約有効期限）

本契約の有効期間は、契約成立日から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも当社所定の書類により何等の意思表示もない場合には、引き続き1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

### 第8条（利用契約の申し込み）

申込者は、本約款を承認の上、当社が別に定める加入申込書に次の事項を記載して当社に提出するものとし、

- (1) 申込者の住所、氏名または所在地、商号、代表者
- (2) 利用を希望するサービス品目およびオプションサービス種目
- (3) その他必要事項

2. 申込者である個人が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。

3. 申込者である個人が成年被後見人および被保佐人の場合は、それぞれ成年後見人および保佐人の同意を必要とします。

4. 本サービスの申し込みは、「i-y o uねっと」フレッツ型接続サービス、ダイヤルアップ接続型サービス・「インターネットI Z U」フレッツ型接続サービス、ダイヤルアップ接続型サービスのいずれかに契約している方に限り申し込み出来るものとし、

### 第9条（反社会的勢力の排除）

当社は、申込者が次の各号に反する場合は、加入申込を承諾しないものとし、また、加入者が、次の各号に反することが判明した場合は、何らの催告もせず、本契約を解除することができるものとし、これにより損害が生じた場合は、申込者及び加入者が賠償するものとし、

- (1) 申込者及び加入者は、現在または将来にわたって、次の反社会敵勢力のいずれにも該当しないこと。
  - ①暴力団
  - ②暴力団員

- ③暴力団準構成員
  - ④暴力団関係企業
  - ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
  - ⑥その他前各号に準ずるもの
- (2) 申込者及び加入者は、現在または将来にわたって前号の反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」という）と次のいずれかに該当する関係を有しないこと。
- ①反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
  - ②反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
  - ③反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
  - ④その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- (3) 申込者及び加入者は、当社に対して、自ら又は第三者を利用して次のいずれの行為も行わないこと。
- ①暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
  - ⑤その他前各号に準ずる行為

### 第3節 契約事項の変更

#### 第10条（加入申込書記載事項の変更）

加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座などの変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出するものとします。

2. 当社が特に認める場合に限り、加入者は前項に規定する書類の提出に代え、当社の定める方法で当該変更の請求、および通知ができるものとします。

#### 第11条（名義変更）

加入者は、利用契約の契約名義を変更することはできません。ただし、相続等当社が特に認める場合に限り、加入者は利用契約を承継する申込者への契約名義変更の申し込みをすることができます。

2. 前項の規定により契約名義を変更しようとする加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約名義変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
3. 利用契約を承継する申込者は、第22条（加入者の支払い義務）に規定される支払いの義務に関しても合わせて承継するものとします。

#### 第12条（権利譲渡等の禁止）

加入者は、第11条（名義変更）に定める本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

## 第4節 本サービス提供の停止等

### 第13条（加入者が行う本サービス提供の一時停止）

加入者は、本サービスの提供の一時停止を希望する場合には、その期間を定め、当社所定の書類に必要事項を記入して、当該一時停止希望日の10日前までに当社に提出するものとします。また、申し出た期間の変更を希望する場合も同様に、当社所定の書類に必要事項を記入して当社に提出するものとします。申し出た期間もしくは第3項に定める最長期間が満了した場合は、速やかに、本サービスの提供の一時停止は終了して本サービスの提供が再開されるものとします。なお、当社が特に認める場合を除き、本サービスの提供が再開された後1年以内に再度一時停止を申し出ることはいかなるものともしてはなりません。

2. 当社は、第22条（加入者の支払い義務）の規定に関わらず一時停止をしている加入者に対し、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間における料金の支払い義務を免れるものとします。なお、停止した日の属する月および再開する日の属する月の料金は、日割り計算による精算は行わないものとします。
3. 第1項の一時停止期間は、一時停止の開始日より最長1年とします。

### 第14条（当社が行う本サービス提供の制限）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 天災・地変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなったとき
- (2) 加入者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為を行ったとき
- (3) 加入者に送信される電子メールの送信元（ドメイン名・電子メールアドレス・インターネットアドレス等）が虚偽または実在しないと当社がその時点で判断したとき

2. 当社は、前項第1号または第2号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、第1項第3号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に通知することなく、電子メールの受信を拒否または配信を遅延させることがあります。
4. 当社が本条の規定により、本サービスの提供を制限したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

### 第15条（当社が行う本サービス提供の停止）

当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 第22条（加入者の支払い義務）に規定する本サービスの料金等の支払いを怠った場合、および当社に対するその他の債務の履行を怠り、または怠る恐れがある場合
- (2) 本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカードまたは加入者が指定する預金口座の利用が解約その他の理由により認められなくなった場合
- (3) 第14条（当社が行う本サービス提供の制限）第1項第2号の規定により当社が本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合

- (4) 第19条（アカウントおよびパスワードの管理）第2項、第40条（機密保持）第1項、第43条（禁止事項）、第44条（加入者の義務）の規定に違反した場合
- (5) 第41条（情報の削除等）第1項第1号の要求を受けた加入者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合
- (6) その他、当社が本サービスの提供を不適当と判断した場合

2. 当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### 第16条（当社が行う本サービス提供の休止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を休止することがあります。

- (1) 本施設の保守上または工事上やむをえない場合
- (2) 本施設に障害が生じた場合
- (3) 他の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、本サービスの提供が困難あるいは不可能になった場合
- (4) 第14条（当社が行う本サービス提供の制限）第1項第1号の規定により当社が本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合
- (5) その他の事由により、サービスの提供が困難であると当社が判断した場合

2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を休止するときは、可能な限り事前にその理由、実施期日および実施期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

### 第5節 利用契約の解除

#### 第17条（加入者が行う利用契約の解約）

本サービスの加入者は、第7条（本サービスの契約有効期限）の規定にかかわらず、毎月末日付にて、本契約を解約することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の10日前までに当社に提出するものとします。

2. 前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された解約希望日を、当該契約解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を本サービスの利用終了日と定めます。

#### 第18条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条（本サービスの契約有効期限）の規定にかかわらず、本契約を解除することができるものとします。

- (1) 第16条（当社が行う本サービス提供の休止）第1項の規定により本サービスの利用を停止された加入者が、当該期間内にその原因となった事由を解消しない場合
- (2) 当社は、加入者が第15条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項各号のいずれかに該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその本契約を解除することができるものとします。

2. 当社は、前項の規定により本契約を解約しようとするときには、その加入者に解約の旨を通知もしくは催告しない場合があります。
3. 当社は、第1項および第2項の規定により本契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4. 第1項および第2項の規定により本契約が解除されたときは、本契約が解除された日を本サービスの利用終了日と定めます。この場合、料金は利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

## 第5節 アカウントおよびパスワード

### 第19条（アカウントおよびパスワードの管理）

加入者は、メールアカウントおよびFTPアカウントならびにパスワードの使用において全ての責任を持つものとします。

2. 加入者は、パスワードの喪失、盗難が判明した場合には速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には当社は当該メールアドレスによるサービスの提供を停止します。ただし第三者の不正使用により加入者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 加入者が第17条（加入者が行う利用契約の解約）の規定により本契約を解約する場合、もしくは第18条（当社が行う利用契約の解除）の規定により本契約が当社により解除された場合、利用終了日以降、加入者は全てのメールアカウントおよびFTPアカウントとパスワードを利用する権利を失うものとします。

### 第20条（アカウントおよびパスワードの変更）

加入者は、メールアカウントおよびFTPアカウントならびにパスワードの変更を請求することができます。

2. 加入者は、前項の場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
3. 前項に規定する請求を当社が承諾する場合は、提出された書類に記載された変更希望日を、原則として当該アカウント契約変更日とします。

## 第6節 料金等

### 第21条（料金等）

別表の1.、別表の2に記載のとおりとします。

### 第22条（加入者の支払い義務）

加入者は、第21条（料金等）で規定する利用料金を当社に対し支払う義務を負うものとします。

2. 前項において、加入者から当社に対する支払にあたり、手数料が発生する場合は、加入者の負担とします。
3. 利用料金の支払い義務は、本契約の契約締結日に発生するものとします。

4. 第14条（当社が行う本サービス提供の制限）の規定により、本サービスの提供が制限された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
6. 第15条（当社が行う本サービス提供の停止）の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
7. 第16条（当社が行う本サービス提供の休止）の規定により、本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により、本サービスを全く利用出来ない状態が生じ、かつ、当社がこのことを知ったときから起算して月のうち連続10日以上この状態が継続したときは、対象となる加入者に対し当該月の料金等の支払い義務を免ずるものとします。

#### 第23条（料金等の請求時期および支払期日等）

当社は、利用契約成立後、支払期限を定めて加入者に料金等を請求します。なお、加入者は、利用明細等を専用WEBページで確認することができます。

2. 前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により、支払うものとします。加入者は、請求書等の発行を希望する場合は別表の2. に定める請求書類等発行手数料を支払うものとします。
3. 加入者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得た上で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。
4. 料金等の金額計算で、1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。

#### 第24条（利用契約終了に伴う料金等の精算方法）

第18条（当社が行う利用契約の解除）第1項の規定により、月の途中で利用契約が解除されたときは、料金等は第18条（当社が行う利用契約の解除）第4項に定める利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

#### 第25条（遅延損害金）

加入者は、本契約に基づく支払いを遅延した場合は、その遅延期間につき年14.6%の遅延損害金を日割りにて、当社に支払うものとします。

### 第10節 オプションサービス

#### 第26条（オプションサービス利用の申し込み）

加入者は、第5条（オプションサービス種目）に規定するオプションサービス種目の利用を申し込むことができます。この場合、加入者は、当社の定める方法により、オプションサービス利用開始希望日の10日前までに当社に申し込むものとします。

2. 加入者は、サービス品目を申し込むことなくオプションサービス種目のみ申し込むことはできません。
3. 当社が加入者のオプションサービス利用申し込みを承諾した日を、当該オプションサービスの利用開始日と定めます。

## 第27条（メールウィルスチェックの内容と免責事項）

メールウィルスチェックを利用する加入者は、加入者のメールの送受信時に当該メールに含まれるウィルス（以下「メールウィルス」といいます。）について、当社がその時点で妥当と判断する基準（以下、本条において「基準」といいます。）に基づき、当社サーバにてメールウィルスを除去し、安全度の高いメール送受信を行うことができます。

2. その時点で当社の基準に該当せず、当社サーバにて除去することができなかったメールウィルス、およびメール以外の手段により頒布されるウィルスによってメールウィルスチェックを利用する加入者および第三者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 当社は、メールウィルスチェックの完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる保証もするものではなく、その利用によるメール（添付ファイルを含む）の損失等、メールウィルスチェックを利用する加入者および第三者の損害について、一切責任を負わないものとします。

## 第28条（迷惑メールチェックの内容と免責事項）

迷惑メールチェックを利用する加入者は、加入者の承諾なく一方的に送信される電子メールや一般的に不快感、嫌悪感を抱かせる内容の電子メール等を当社がその時点で妥当と判断する基準（以下、本条において「基準」といいます。）と、迷惑メールチェックを利用する加入者が自ら設定した条件に基づき、迷惑メールを当社サーバにて、自動的に判別することができます。

2. 迷惑メールチェックでは、迷惑メールと判別されたメールの一部（件名、その他）に識別情報を付加した上で、迷惑メールチェックを利用する加入者の設定により、当社サーバ上での隔離および迷惑メールの隔離状況の通知を受けることができます。
3. 当社は、迷惑メール判別の精度のほか、迷惑メールチェックの完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる保証もするものではなく、その利用によって迷惑メールチェックを利用する加入者および第三者が損害を被った場合、一切責任を負わないものとします。

## 第29条（追加メールアドレス、ホームページ URL 追加の内容の内容）

追加メールアドレス、ホームページ URL 追加（以下、「その他追加オプション」といいます。）を利用する加入者は、その他追加オプションにより、標準サービス各機能の最大保持数を増大させることができます。

## 第30条（オプションサービスの制限）

当社は、加入者が第14条（当社が行う本サービス提供の制限）第1項各号のいずれかに該当する場合には、追加オプションの提供を制限することがあります。

2. 当社は前項の規定により、追加オプションの提供を制限するときは、当該オプションサービスを利用する加入者に対しその理由および制限期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

## 第31条（オプションサービスの停止）

当社は、加入者が第15条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項各号のいずれかに該当する場合には、追加オプションの提供を停止することがあります。

2. 当社は前項の規定により、追加オプションの提供を停止するときは、当該オプションサービスを利



用する加入者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

### 第32条（オプションサービスの休止）

当社は、第16条（当社が行う本サービス提供の休止）第1項各号のいずれかに該当する場合には、追加オプションの提供を休止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により追加オプションの提供を休止するときは、可能な限り事前に当該オプションサービスを利用する加入者に対し、その理由、実施期日および実施期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

### 第33条（オプションサービスの解約）

オプションサービスを利用する加入者は、毎月末日付にて追加オプションの提供のみを解約することができます。この場合、当該加入者は、解約希望日の10日前までに、当社に対し当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。

2. 当社が前項の通知を受理した日が属する月の末日を、当該オプションサービスの利用終了日と定めます。
3. 第17条（加入者が行う利用契約の解約）第1項の規定により利用契約が解約された場合、および第18条（当社が行う利用契約の解除）第1項、第2項の規定により本サービスの利用契約が解除された場合は、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用終了日に、オプションサービスを利用する加入者がオプションサービスを解約したものと取り扱います。また、この日を当該オプションサービスの利用終了日と定めます。

### 第34条（オプションサービスの廃止）

当社は、都合により追加オプションの提供を任意の月の末日付けで廃止する場合があります。この場合、オプションサービス廃止日をオプションサービスの利用終了日と定めます。

2. 当社は、前項の場合には、当該オプションサービスを利用する加入者に対し当該オプションサービスを廃止する日の3ヵ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により当該オプションサービスを廃止する旨を告知します。ただし、当社の責めに帰せざる事由により当該オプションサービスを廃止する場合はこの限りではありません。

### 第35条（オプションサービスにおける約款の適用）

オプションサービスに関しては、本節の条項を優先的に適用することとし、特に記載のない事項に関しては他の節の条項に準じて取り扱うものとします。

## 第7節 雑則

### 第36条（責任事項）

当社は当社施設について維持管理責任を負います。なお、加入者は当社施設の維持管理の必要上、第15条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項の規定により、本サービスの提供が一時的に休止することがあることを承認するものとします。

### 第37条（本サービスの廃止）

当社は、都合により本サービスの提供を任意の月の末日付けで廃止する場合があります。この場合、本サービス廃止日を本サービスの利用終了日と定めます。

2. 当社は、前項の場合には、加入者に対し、本サービスを廃止する日の1ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により本サービスを廃止する旨を告知します。

### 第38条（個人情報）

当社は加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

2. 加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱い」において公表するものとします。

### 第39条（通信の秘密）

当社は、電気通信事業法第4条に基づき、加入者の通信の秘密を守るものとします。

2. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、加入者の通信の照会に応じることができるものとします。

### 第40条（機密保持）

加入者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、本契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。

2. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。
4. 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の機密情報を提供することがあります。

### 第41条（情報の削除等）

当社は、加入者による本サービスの利用が第43条（禁止事項）の各号に該当する場合、当該利用に関し第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断したときは、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1) 第43条（禁止事項）各号に該当する行為をやめるように要求します
- (2) 第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行なうよう要求します

2. 前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

#### 第42条（本サービスの利用様態の制限）

本サービスに関して使用するドメイン名は、当社が指定するものとします。

2. 加入者は、前項に基づき指定されたもの以外のドメイン名を使用して本サービスを利用することはできません。

#### 第43条（禁止事項）

加入者は、本サービスの利用にあたり、当社の定める次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。

- (1) 本サービスを第三者が利用できる状態にする行為、またはその恐れのある行為
- (2) 本サービスを利用して営利目的の活動をする行為、またはしようとする行為
- (3) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
- (4) 当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
- (5) 当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (6) 詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつく恐れの高い行為
- (7) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- (8) 医療品医療機器等法の改正をふまえ貸付金を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (10) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
- (11) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (13) 無断で当社および他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはその恐れのあるメールを送信する行為
- (14) 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与える恐れのある行為
- (15) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (16) 違法行為（けん銃等の譲渡、鉄砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為

- (17) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (18) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶ恐れの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
- (20) 犯罪や違法行為に結びつく、またはその恐れの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (21) 公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
- (22) 法令に違反しまたは違反する恐れのある行為
- (23) その他、本サービスの運営を妨げる等、当社が不相当と判断する行為

#### 第44条（加入者の義務）

加入者は、本サービスの利用にあたり、当社のサーバ内に保管された加入者のデータについて全ての責任を持ち、そのデータのバックアップは加入者の責任において行う義務を負うものとします。

#### 第45条（損害賠償の免責および特約事項）

当社が、第14条（当社が行う本サービス提供の制限）、第15条（当社が行う本サービス提供の停止）、第16条（当社が行う本サービス提供の休止）、第37条（本サービスの廃止）の規定により、本サービスの提供を制限、停止、休止、廃止したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

2. 加入者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 当社は加入者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができるものとします。

#### 第46条（関連法令の遵守）

当社は、本契約に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

#### 第47条（国内法への準拠）

本契約は日本国国内法に準拠するものとし、本契約により生じる一切の紛争等については熱海簡易裁判所または沼津地方裁判所を管轄裁判所とします。

#### 第48条（定めなき事項）

本契約に定めなき事項が生じた場合、当社および加入者は本契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

#### 付則

1. 当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。
2. 本約款は、2025年2月1日より施行します。

## 別表

### ■ 1. 月額利用料金

サービス種目	月額利用料金	付記事項
アカウント付与	500 円 (税込み 550 円)	メールアドレス 2 個 FTP アカウント 1 個

※使用するドメイン名は1つまでとし、当社が指定するものとします。

### ■ 2. オプションサービス種目と月額利用料金

オプションサービス種目	月額利用料金	付記事項
追加メールアドレス	100 円 (税込 110 円)	1 個につき
ホームページ URL 追加	100 円 (税込 110 円)	1 個につき
請求書類発行手数料	200 円 (税込 220 円)	1 通
メールウィルスチェック	無料	
迷惑メールチェック	無料	